

## 阿賀野市告示第108号

阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱を次のように定める。

令和5年5月26日

阿賀野市長 田 中 清 善

## 阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住を検討している者に対し、一定期間過疎地域で生活体験を行う機会を提供し、もって過疎地域の移住促進及び地域活性化を図るために実施する阿賀野市お試し空き家暮らし体験制度について、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 阿賀野市お試し空き家暮らし体験を実施する施設（以下「移住体験施設」という。）は、市長が別に定める。

(対象者)

第3条 移住体験施設を借り受けることができる者及びその者と共に同居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市外在住者であって、本市への移住を検討している者（転勤による転入予定者及び出張等であらかじめ定められた期間定住する予定である者を除く。）又はその者と現に同居若しくは同居しようとする親族等
- (2) 阿賀野市暴力団排除条例（平成23年阿賀野市条例第30号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

2 前項の規定にかかわらず、満18歳未満の者のみによる移住体験施設の借受けは、これを認めない。

(借受申請)

第4条 移住体験施設を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設借受申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて借受けを開始する14日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 申請者及びその者と同居しようとする者の住民票の写し
- (3) 移住意向調査票（第3号様式）

(貸付許可)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受け、当該申請内容を審査し、適当と認めるときは、阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設貸付許可通知書（第4号様式。以下「許可通知書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

（契約の締結）

第6条 前条第1項の規定による許可通知書の交付を受けた申請者（以下「借受者」という。）は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設賃貸借契約書（第5号様式。以下「契約書」という。）により市長と締結しなければならない。この場合において、市長は、法第38条第3項の規定により契約の更新がないことを、阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設賃貸借契約説明書（第6号様式）により行う。

（貸付期間）

第7条 移住体験施設の一回当たりの貸付期間は貸付開始日から起算して30日以内とし、年度を超えた貸付けは行わないものとする。

2 貸付期間は契約書において定めるものとする。

3 借受者は、貸付期間満了後、連続して移住体験施設を借用することができない。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

（貸付料）

第8条 移住体験施設の貸付料は、1日当たり950円とする。

2 借受者は、前項の貸付料を貸付開始日の前日までに納付しなければならない。

3 第1項に規定する貸付料は、移住体験施設使用に伴う光熱水費、燃料費及びその他移住体験施設に備え付けの備品の使用料を含むものとする。ただし、飲食費、消耗品等移住体験施設に備え付け以外の器具及び備品等に要する費用は含まず借受者負担とする。

4 借受者が納付した貸付料については、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

（1） 移住体験施設が災害その他借受者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合、使用未済期間分の使用料全額

（2） 市長が特に必要と認め、使用期間を短縮した場合、既納付使用料から使用済み期間分の使用料を差し引いた金額

（3） その他やむを得ない事由により市長が特に認めた場合、その都度決定

する金額

(借受者等の遵守事項)

第9条 借受者及びその者と同居する者（以下「借受者等」という。）は、移住体験施設及びその敷地の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設をこの告示の目的以外に使用しないこと。
- (2) 留守や就寝時は施錠するなど移住体験施設を善良に管理すること。
- (3) 移住体験施設の鍵を複製しないこと。
- (4) 移住体験施設の鍵をなくしたときは、直ちに市長にその旨を報告すること。
- (5) 火気の取り扱いに注意し移住体験施設内は禁煙とすること。
- (6) 冬期間にあっては、水道の凍結防止に配慮すること。
- (7) 付属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (8) 移住体験施設の敷地内の除草や除雪を適宜行い、移住体験施設及びその敷地を適正に管理するとともに、住環境の整備に努めること。
- (9) ごみは、市の定めに従い処理すること。
- (10) 移住体験施設の貸付期間が満了するときはあらかじめ移住体験施設の清掃を行うとともに、当該貸付期間が満了したときは直ちに鍵を市に返却すること。
- (11) 移住体験施設の全部または一部を転貸又はその権利を譲渡しないこと。
- (12) 移住体験施設の増築、改築又は模様替えをしないこと。
- (13) 移住体験施設の敷地を改変しないこと。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(制限される行為)

第10条 借受者等は、移住体験施設及びその敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外の同居
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
- (3) 事業又は営業
- (4) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (5) 文書、図書その他印刷物の貼付け又は配布
- (6) 政治活動又は宗教活動
- (7) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)による盲導犬、

介助犬又は聴導犬を除く。)の飼育

(8) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為

(9) 前各号に掲げるもののほか、移住体験施設の使用にふさわしくない行為

(貸付許可の取消し)

第11条 市長は、借受者に前2条の規定に違反する行為があったと認めるとき、正当な理由によらず施設を使用しないとき、施設を継続して貸付けることが困難であると認めるとき又は移住体験施設の管理上支障があると認めるときは、第5条の規定による貸付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設貸付許可取消通知書(第7号様式)により、借受者に対し貸付の取消しを通知するものとする。  
(明渡し)

第12条 借受者は、貸付期間が満了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、直ちに、移住体験施設及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該借受者は通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該移住体験施設及びその敷地を原状回復しなければならない。

2 借受者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

(立入り)

第13条 市長は、移住体験施設の防災、火災の延焼、構造の保全その他の管理上特に必要がある時は、その命じた職員をして当該移住体験施設及びその敷地に立ち入ることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 借受者は、借受者等が移住体験施設(附帯設備等を含む。次項において同じ。)を破損し、損傷し、滅失し又は紛失した時は、直ちに市長に報告すると共に阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設破損(損傷・滅失・紛失)届出書(第8号様式)を提出しなければならない。

2 借受者は、借受者等が故意または過失により移住体験施設を破損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めた場合は、この限りではない。

(事故免責)

第15条 市は、移住体験施設又はその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、移住体験施設内又はその施設内で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月26日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

### 阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設借受申請書

阿賀野市長 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名

阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設を借り受けたいので、阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

施設の所在地				
貸付期間	年 月 日から		年 月 日までの 日間	
申請者連絡先	自宅電話			
	携帯電話			
	メールアドレス			
施設利用者	氏名	続柄	職業	生年月日
		本人		年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
その他	(配慮すべき事項等がある場合は記入してください。)			

※ 施設利用者全員の現住所が記載されている住民票の写しを添付してください。

※ 貸付期間は、申し込み時点での希望期間を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

阿賀野市長 様

## 誓約書

阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設借受申請にあたり、下記の事項に同意及び誓約します。

### 記

1. 利用者全員が阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱第3条に規定する要件を満たしていること
2. 移住体験施設の利用にあたり、阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱第9条に掲げる事項を遵守すること
3. 移住体験施設の利用にあたり、阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱第10条に掲げる行為をしないこと
4. 移住体験施設の利用が終了したときは、直ちに当該施設を明け渡し、鍵を返却すること
5. 移住体験施設の入居の条件及び利用について、阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱の規定に従うこと

年 月 日

申請者氏名





第4号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿賀野市長

### 阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設貸付許可通知書

年 月 日付けで借受申請のあった阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設について、阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり貸付けを許可したので通知します。

なお、当該施設の利用にあたっては、阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱及びその他関係法令を遵守し、適正に使用してください。

施設の所在地	
貸付期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間
利用人数	人
施設利用者	
貸付料	円
貸付条件	

第5号様式（第6条関係）

阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設賃貸借契約書

（契約の締結）

第1条 貸主 阿賀野市長（以下「甲」という。）及び借主 （以下「乙」という。）は、第2条に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）について、以下のとおり借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に定める建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の物件）

第2条 甲は、次に掲げる建物を乙に貸し付けるものとする。

- （1）住 所
- （2）建築年数
- （3）構 造
- （4）面 積

（契約期間）

第3条 賃貸借の期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はしないものとする。

（使用目的）

第4条 乙は、本物件を居住のみの目的に使用しなければならない。

（賃貸借料及び支払方法）

第5条 物件の賃貸借料は、 円（内消費税等額 円）とする。

2 前項の賃貸借料は、光熱水費（電気料、ガス代及び上下水道料をいう。）を含むものとする。

3 乙は、第1項の賃借料を契約開始日の前日までに支払わなければならない。

（遵守事項）

第6条 乙は、本物件を使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）施設を第4条で定める目的以外に使用しないこと。
- （2）留守や就寝時は施錠するなど本物件を善良に管理すること。
- （3）鍵を複製しないこと。
- （4）鍵をなくしたときは、直ちに甲へその旨を報告すること。
- （5）火気の取り扱いに注意し本物件内は禁煙とすること。
- （6）冬期間にあっては、水道の凍結防止に配慮すること。

- (7) 付属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (8) 敷地内の除草や除雪を適宜行い、本物件を適正に管理するとともに、住環境の整備に努めること。
- (9) ごみは、市の定めに従い処理すること。
- (10) 本物件の契約期間が満了するときはあらかじめ清掃を行うとともに、当該契約期間が満了したときは直ちに鍵を甲へ返却すること。
- (11) 本物件の増築、改築又は模様替えをしないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(制限される行為)

第7条 乙は、本物件において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外の同居
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為
- (3) 事業又は営業
- (4) 興業、展示会その他これらに類する催し
- (5) 文書、図書その他印刷物の貼り付け又は配布
- (6) 政治活動又は宗教活動
- (7) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）による盲導犬、介助犬又は聴導犬を除く。）の飼育
- (8) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本物件の使用にふさわしくない行為  
(契約の解除)

第8条 甲は、乙が本契約書に規定する事項に違反した場合、本契約書に定める義務を履行しない場合及び本契約を継続することが困難であると認められる場合は、本契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定に基づき契約を解除するときは、乙に通知するものとする。

3 第1項の措置によって乙に損害を生じることがあっても、甲は、その責を負わない。

(損害賠償)

第9条 乙は本物件（付属設備等を含む。次項において同じ。）を破損し、損傷し、滅失し、又は紛失した時は直ちに甲に報告しなければならない

2 乙は、故意又は過失により、本物件を破損し、損傷し、滅失し、又は紛失した時は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると甲が認めた場合は、この限りでない。

(事故免責)

第10条 甲は、本物件が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、本物件で発生した事故に対して、その責任を負わないものとする。

(明渡し)

第11条 乙は、契約期間が満了した時、又は前条の規定に基づき本契約が解除されたときは、直ちに、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は通常の使用に伴い生じた損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 乙は、契約期間が満了する場合において、明渡しをしようとするときは、当該明渡しの日時を事前に甲に通知しなければならない。

3 乙は、第1項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、あらかじめ甲と協議するものとする。

(立入り)

第12条 甲は、本物件の防災、火災の延焼、構造の保全その他の管理上特に必要がある時は、甲の命じた職員等をして、乙の承諾を得ずに本物件に立ち入ることができるものとする。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

(協議)

第13条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法（明治29年法律第89号）そのほかの法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、本物件の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

甲及び乙は本物件について賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所  
氏 名

乙 住 所  
氏 名

第6号様式（第6条関係）

## 阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設賃貸借契約説明書

年 月 日

貸主 阿賀野市長

下記施設について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第3項に基づき、次のとおり説明します。

下記施設の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、下記期間の満了の日までに、下記施設を明け渡さなければなりません。

### 記

1 施設	所在地	
	建築年数	
	構造	
	面積	
2 契約期間	始期	年 月 日
	終期	年 月 日

上記施設について、借地借家法第38条第3項に基づき説明を受けました。

年 月 日

借主 住所

氏名

第7号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

阿賀野市長

### 阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設貸付許可取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設の貸付許可について、阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱第11条の規定により、当該許可を取り消すこととしたので通知します。

については、施設を原状回復の上、直ちに施設を明け渡してください。

#### 記

1 貸付許可を取り消す施設

2 貸付許可を取り消す理由

第8号様式（第14条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

借受者 住所  
氏名

### 阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設破損（損傷・滅失・紛失）届出書

年 月 日付けで貸付許可を受けた阿賀野市お試し空き家暮らし体験施設を破損（損傷・滅失・紛失）したので、阿賀野市お試し空き家暮らし体験実施要綱第14条の規定に基づき下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 発生（発見）した日時
- 2 破損、損傷、滅失、又は紛失の箇所
- 3 破損、損傷、滅失、又は紛失の状況

※ 破損、損傷、滅失、又は紛失の状況が分かる写真等を添付してください。